



発行責任者(吉岡政昭)

早来大町141-47

令和6年5月

こども園の「床修理問題」の高裁(二審)判決(5/21)を前に、町の「協定書違反」と地裁(一審)判決の問題点を確認します。

そもそも、「協定書」に書いてあることは・・・。

第6条(3)

「貸し付けた土地及び建物の維持管理に関する経費は乙の負担とすること。
ただし、共通部分にかかる経費及び①大規模な改築や改修等の②経費負担は、甲乙協議のうえ定める。」

(甲はあびら町。乙はリズム学園)

(法律の解釈)

①そもそも、維持管理(修理費を含む)の経費は乙(リズム学園)の負担とする。
ただし、②共通部分(図面的に確定部屋・部分)の経費は「安平町とリズム学園とで協議して「修理費の分担」を決める。

③修繕等が大規模な場合は、「修理費分担」を、安平町とリズム学園の協議で決める。

ところが、「大規模」の意味が、「修繕の規模」なのか、「修繕費の大きさ」なのか定められていない。

(1) 町は、他の施設(児童館)の協定書を「参酌」と称して、勝手にこども園の「修理代金」支払にも「適用・運用」していると主張。

「・・・児童館の指定管理協定の中に、一応3万円という基準がありますので、そちらを参酌して公私連携協定の方でも、「適用、運用」させて頂いているのが現状です。」
総務常任委員会 (R3・3・1)

こども園の協定書にはない「内容」を、別な建物(児童館)の協定書を使って、「適用、運用させて頂いているのが現状です。」と、答弁したことは重大である。「3万円の基準」や「適用、運用」などは「こども園の協定書」にはないのです。ましてや、「3万円を超えた修繕は、町費負担」として「過去、現在」とも、「適用、運用」してきたと言うのだから、明らかに「脱法」「違法」行為です。

(2) 「協議のうえ」が、協定書にない「目安」という言葉になぜ変わるのか。

● 教育委員会 次長答弁

「こども園の協定書には書いておりません。ただ、甲乙の協議のうえ定める」と言うことで、「一つの目安」とした運用面の所だ。・・・運用面の解釈だった。

(令和3年3月 定例議会)

協定書で、「協議の対象」としたのは「大規模な修繕・共通部分」だけ。

(3) 町長は「用語の間違った使い方」に加え、協定書にない言葉(目安・児童館・3万円)を用いて、事実上、町長用の「新たな協定書」を作り、それに基づき「税金の違法な支出」を正当化をしています。

● 町長 答弁

町長の発言は、紙面の節約の為、致命的誤りの特徴的文言だけ載せます。

「・・・①金額が少なくとも、そこはやはり町が負担しなければならない、②そこが協議だと言うことですから、③その目安が3万だというのは、先ほど③児童館の中で説明したとおりだ。・・・基本的な考え方としては、リズム学園が負担する。ただし、④内容によっては、協議を行って、場合によっては、町が負担することも出てくる。これはそういう条項ですので、ご理解頂きたい。

「これは、そういう条項です。」と町長は言いますが、そうではないのです。町長の答弁を読む限り、突然の「別な協定書」を説明しているのと同じです。

(協定書の「建て付け」は。)

町長は「内容によっては協議を行って」と解釈していますが、協議は、「内容によって」ではありません。協議は、あくまで「大規模な改築や改修等」の時です。そして「経費負担は、甲乙の協議のうえ定める。」というのが、協定書の「建て付け」(枠組み)です。別の建物の協定書の「参酌」など全く想定していません。

札幌地裁判決(一審判決)は、「ガラガラポン」判決。

「協定書」の解釈を「そんなの関係ない」と門前払い!

(判決文)

(1) 「しかし「本件協定書」は法規ではなく、一種の契約であるから、原告(吉岡)が摘示する事情をもって①本件契約の締結や②その履行行為である③本件支出が、④財務会計行為として、違法となるとは言えない。」

(判決文の意味)

「原告(吉岡)は、協定書に違反しているとあれこれ主張するが、**そもそもこの協定書は、法律や規則ではなく、一種の契約である**から、仮に協定書に違反していても法規違反とは言えない。」
つまり、「支出が、財務会計行為として違反していなければ、その支出は、法律違反ではない」という意味。(前提の協定書をガラガラポン)

高裁(二審)の判決(5月21日)の前に、説明会を実施します。

5月11日(土)・ラピア(早来) 午後2時から・
5月12日(日)・追分町民センター 午後2時から

※この「チラシ」以外にも、説明したいことが、沢山あります。
説明会に是非おいでいただき、話を聞いて下さい。

この問題で、家族、グループで私の話を聞いて下さる方は、お名前と場所を吉岡に連絡下さい。説明に伺います。 22-2419. yoshioka1876@globe.ocn.ne.jp

以下は、吉岡が札幌高等裁判所に、 一審判決に異議を申し立てた内容

札幌高裁に送った「控訴理由書」と「控訴準備書面 (No.2)」の要点要約。

1, こども園の「協定書」は、「法規」と同等であり、 いわゆる「契約」ではない。罰則規定もある。

こども園の「協定書」には、国の法律（認定こども園法第34条2）によって、
①締結が義務づけられ、②内容も法令によって示されたものである。
また、「協定に違反した場合の措置」も定められている。

従って、「本件協定書」は法規ではなく、一種の契約である、との第一審判決は、
間違いであると、「控訴理由書」「控訴準備書面」にて主張した。

以上の「協定書」の事実上の「法律的位置」を考慮したとき、本「協定書」は、
「認定こども園法」の一部を構成していることから「法規」である。

2, 当初予算が、800万3000円。落札価格374万円。 予定された「解体工事」が消えた。「設計変更」はなかつたのか。「財務会計行為」に違反していないのか？

(一審地裁の判決文)

- 本件契約は、安平町議会による予算の議決及び指名競争入札という過程を経て締結されたものであり「その過程で財務会計行為として違法な点は認められない。」（指摘した協定書違反等の指摘を無視。）

(疑問点)

- ①積算内訳書には、予定されていた「解体工事」が、除外されている。また、「内装工事」も135万円を超える減額があった。予定した工事のどこをカットしたのか。この事実は、議会には報告されていない。財務会計行為として瑕疵はないのか。

3, 「床損傷の責任は、リズム学園にはない」、との主張を認め るのですか？全て町立保育園時代のせいにするのですか？

- ①床については、・・・やはり、リズム学園様の瑕疵があるというのではなく、むしろ、町としての責任も相当程度ある、と言うことで、張り替えについては、こちらで（安平町で）対応させて頂くべく協議させて頂く。
総務常任委員会 (R3・3・1)
- ②劣化による表面のコーティング等の剥離の原因は、
①「はだし活動の多い園」と②「児童数の多い園」の方が、床を傷つける。
安平町総合計画実施計画 (R3・9・23)
- ③床の劣化は、主に経年によるもの。通常使用によるもの。所有者である町が負担するのは当然。
町長代理人答弁書 (R5・7・26)

- (状況把握)。(1) 町立「はやきたこども園」(新築 2010/4 ~ 2016/3) (6年間)
(2) 公私連携「はやきた子ども園」(2016/4 ~ 2023/6) (7年3か月)
(3) 室内の「はだし」による活動は両園とも同じ。
(4) 児童の人数は、町立「115名」・公私連携「135名~150名」

※結局、児童の人数の多い方が、損傷の率が高くなるが、利用者側の責任に帰すべき内容の調査、検討抜きに、「経年によるもの」として、全額、町負担にはなり得ない、と主張する。

4, 「床修理代金返還請求」の「一審判決」は、 町長弁護人が、控訴人（吉岡）に反論するため持ち出した 「一日校長事件」の最高裁判決と非常に似ている。

★「一日校長事件」とは？

東京都教育委員会が、昭和58年3月31日付けで、29名の教頭を校長に任命。同日、退職させて2号俸昇級させて退職金を支払った事件。これは、勸奨退職に応じた教頭に対する特別措置だった。これに対して、東京都の住民から「本件の校長承認は、違法であるから、これを前提とした退職手当支給も違法である」として、住民訴訟を起こした事件。

★判決は都民が敗訴。(最高裁判決)

右職員に損害賠償を問えるのは、・・・先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提として出された右職員の行為自体が、財務会計法規の義務に反する違法なものである時に限られる。(判決要旨)

(判決文の解釈)

「勸奨に従って教頭から校長に昇任させたことが、違法だったとしても、退職金の支払は、財務会計法規に違反していないので、校長としての退職金の支払いは、違法ではない。

共通点 2つの事件とも、事件の前提である違法行為を「スルー」して、もっばら、予算の支出の流れの手続き（財務会計法規）が、違法でなければ、税金支出の前提となった違法行為を問題にしない。

- ①教頭から校長に昇任するときの手續の違法に目をつむった。
- ②「床修理代金返還請求」事件・・・随所の「協定書違反」をスルー。

札幌地裁の「修繕代金返還請求」事件も、「一日校長事件」も、両方とも「資金洗浄」同様「法律洗浄」している。

これは法曹界における「マネーロンダリング」そのもの。
すなわち、「ローロンダリング」をやっているのです。

※「マネーロンダリング」とは、「麻薬などの犯罪や不正取引などで得た資金を、多数の銀行の口座を転々と移動させることで、資金の出所や受益者をわからなくすること」です。「資金洗浄」とも言います。